

歯学研究科学位申請等に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、昭和大学学位規則（以下「学位規則」という。）第22条の規定に基づき、本学歯学研究科（以下「本研究科」という。）における学位申請等に関し、必要な事項を定める。

(学位論文提出資格)

第2条 本研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得した者は学位論文を提出し、その審査を申請することができる。ただし、所定の単位を修得した者でなければ最終試験を受けることができない。

(学位論文提出の手続)

第3条 本研究科博士課程を修了した者の学位論文の申請手続については、論文審査願、学位論文、論文目録、論文内容要旨（1200字以内）及び履歴書、各4通を添え、本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第4条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会の委員については、主査1名、副査2名とし、学位申請者の指導教員が歯学研究科運営委員会に主査1名、副査2名を推薦する。

2 前項における指導教員は、歯学研究科教授会の構成員とする。

3 歯学研究科運営委員会は、歯学研究科教授会に論文と論文内容要旨及び審査委員会委員を上申し、承認を得る。

4 主査は歯学研究科教授会の構成員とする。

5 副査は歯学研究科の構成員として登録されている教授とする。ただし1名は歯学研究科の構成員として登録されている准教授とすることができる。

6 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わることができない。

(論文の公開)

第5条 論文申請者は、学位が授与されるまでに、歯学研究科運営委員会が開催する博士論文発表会において、学位論文の内容を報告しなければならない。

2 前項については、昭和大学学士会学術集会を公開の場にあてることができる。

(学位記授与の時期)

第6条 第2条に定める者の学位記授与は原則として4年次の3月とする。

(研究科4年次終了時において学位を取得していない者の取扱い)

第7条 4年次終了時において、学位を取得していない者は修了延期とする。

2 修了延期者の学位記授与は原則として9月または翌年の3月とする。

3 修了延期者の学費については、別に定める。

(論文博士による学位申請者の資格)

第8条 学位規則第7条第2項によって学位を申請する者の資格については、次のとおりとする。

- (1) 歯学部（歯科大学）又は医学部（医科大学）などの6年制大学を卒業して、本学歯学部又は医学部の特別研究生又は臨床研修医、助教（員外）、助教（以下「本学教育職員」という。）となり、基礎系で5年以上、臨床系で6年以上研究に従事した者。ただし、本学教育職員及び特別研究生、その他の研究機関に教育又は研究職員として在籍した者は、その全期間を、本学普通研究生及びその他の研究機関に在籍した研究生は、その2分の1を当該機関の長の証明書により、上記の研究歴に加算することができる。
 - (2) 4年制大学を卒業して、本学歯学部又は医学部の特別研究生となり、基礎系で7年以上、臨床系で8年以上研究に従事した者。ただし、修士は2年、本学教育職員及び特別研究生、その他の研究機関に在籍した研究生は、その2分の1を当該機関の長の証明書により、上記の研究歴に加算することができる。
- 2 本内規でいう「その他の研究機関」とは、大学又は大学附属の研究機関とする。これ以外の研究機関については、その都度研究科教授会の承認を得るものとする。
 - 3 第1項第1号及び第2号のただし書きを適用する場合には、本学教育職員あるいは特別研究生として2年以上在籍しなければならない。
 - 4 第1項第1号及び第2号による学位申請者は、研究科教授会の承認を経なければならない。
 - 5 この内規の規定及び歯学部研究生に関する規定にかかわらず、昭和58年12月31日までに本学歯学部普通研究生となった者又は本学職員として研究に従事した者が学位を申請する場合には、申請時まで2年以上特別研究生として研究に従事しなければならない。この場合、普通研究生等の期間は、その全期間を研究歴に加算することができる。

（論文博士による学位申請の手続）

第9条 論文による博士学位を申請する者の申請手続については、学位申請書に主論文、副論文（2編以上）、論文目録、（1200字以内）、履歴書を本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 論文提出に当たっては、学位申請者の指導教員の署名を要する。

（論文博士に対する審査委員会）

第10条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会の委員については、主査1名、副査2名とし、学位申請者の指導教員が歯学研究科運営委員会に主査1名、副査2名を推薦する。

- 2 歯学研究科運営委員会は、歯学研究科教授会に論文と論文内容要旨及び審査委員会委員を上申し、承認を得る。
- 3 主査は歯学研究科教授会の構成員とする。
- 4 副査は歯学研究科の構成員として登録されている教授とする。ただし1名は歯学研究科に構成員として登録されている准教授とすることができる。
- 5 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わることができない。

（論文博士による論文の公開）

第11条 論文申請者は、学位が授与されるまでに、歯学研究科運営委員会が開催する博士論文発表会において、学位論文の内容を報告しなければならない。

- 2 前項については、昭和大学学士会学術集会を公開の場にあてることができる。

(論文博士による学位記授与の時期)

第12条 第8条に定める者の学位記授与は、最終審査の合格が研究科教授会で承認された後、次の研究科委員会で行う。

(細 則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

1. この内規は、平成20年9月1日から施行する。ただし、論文による博士学位を申請する者に関しては、平成21年4月1日から、この内規を適用する。
2. この内規の施行に伴い、同日付で「歯学研究科学位規則第3条第2項（論文提出による学位申請者の資格）に関する内規」（平成11年4月1日施行）を廃止する。
3. この改正内規は、平成26年4月1日から施行する。
4. この内規の改廃は、歯学研究科運営委員会の議を経て歯学研究科教授会の承認を要するものとする。